

これからの税制について皆様のご意見をお聞かせください！

令和7年度税制改正用

税制に関する会員アンケート

長野法人会をはじめ全国各地の法人会では税制改正に関する要望書を作成し、それを基に国・地方への陳情・請願などの働きかけを行っております。

今後も、「公平で健全」な税制の確立に向け、令和7年度の税制改正への要望書作成にあたり会員の皆様の声をお聞かせ願います。

回答期限

令和6年

4/22(月)

<アンケート回答方法>

右記のQRコードを携帯電話、スマートフォンで読み取りアクセスしてご回答ください。

※QRでの回答が難しい場合は裏面のアンケート用紙にご記入の上、FAXにてご返信頂きますようお願いいたします。

<FAX: 026-224-2655>



参考資料：用語説明

①「法人市町村民税」とは・・・法人が事業所を置く各地方自治体に納める住民税のこと。法人住民税は、法人税割と均等割という計算方法を用いて納税額を算出します。法律では、均等割は標準税率の1.2倍、法人税割は8.4%まで課税することが認められてはいるが、当会エリア内では長野市及び須坂市だけが地方税法で定められた標準税率を超えた超過税率で課税している。

地方税法		長野市条例	須坂市条例
	標準税率		
均等割	5~300万円	6~360万円 (1.2倍)	5.5~330万円 (1.1倍)
法人税割	法人税に対して6.0%	7.1~8.4%	7.2~8.4%

②新品の機械装置等を取得等し、指定事業に使用した場合、取得価額の30%の特別償却を適用できる。また、特定中小企業者等（資本金3,000万円以下の法人等）では、特別償却または取得価額の7%の税額控除を選択適用できる。令和7年（2025年）3月31日まで。

③スタートアップ企業の急速な規模拡大や、成長投資の後押しを図るためスタートアップ企業の株式を取得した場合、その取得価額の25%を損金算入できる制度。令和6年（2024年）3月31日まで。

④人口30万人以上の都市に対し、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業を行う者に対して課される。課税算出根拠は「事業所面積」および「従業員給与」となっているため、赤字企業にも課税される事業に対する外形課税であり、新規開業や事業所の立地等を阻害し、賃上げを抑制する税制となっている。

問合わせ先：（一社）長野法人会（TEL026-227-0011）

ご協力ありがとうございました。